

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第四次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

令和3年6月11日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和3年4月28日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第四次中間とりまとめ」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

(1) 実施期間：令和3年4月28日（水）～5月27日（木）

(2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：20件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

**総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第四次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて**

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. ベースロード市場について		
1	<p>関西電力の原発は、昨年11月3日から今年1月16日まで全く発電できず、電気が足りなくなり、他社から融通を受けました。</p> <p>原発は損傷が見つければ、停止期間を延長しなければなりません。今回は大飯3号機の一次系配管に損傷が見つかり、交換が必要になりました。また高浜3、4号の蒸気発生器細管損傷の原因をなかなか特定できませんでした。そのため定期検査期間が長くなり、原発の発電がゼロになったのです。</p> <p>もし大事故があれば、すべての原発の停止が必要になる場合もあります。裁判で運転停止を命じられることもあります。また今後運転開始40年を超える原発を再稼働すれば、もっとリスクが大きくなります。原発は不安定な電源なのです。また今回の決算を見る限り、関電は今回の電力需給逼迫の影響をほとんど受けていません。影響を受けて損失を被ったのは新電力とその顧客です。このままではモラルハザードが起きるのではないかと心配です。たとえば、ベースロード市場に原発を売り入れして、実際はまったく発電ができなかった場合のペナルティはどうなりますか。</p>	<p>ベースロード市場へ供出する電源種は、特段の限定はしておりませんが、実際の受渡し日に供出できない場合には、卸電力取引所の取引規程第57条にのっとり、受渡し日における不履行分の売り量の代行入札の手続が行われることとなります。</p>
2	<p>P.56の容量市場 他市場収益のようにベースロード電源の定義とする、地熱、一般水力(流れ込み式)、原子力、石炭火力は、ベースロード市場以外の市場(相対契約を含む)から収益が得られる場合、他市場収益(スポット市場含む)の算定基準が、ベースロード市場ガイドラインに未記載なのは何故ですか？</p>	<p>ベースロード市場ガイドラインでは、供出上限価格の算定の際に、ベースロード電源に係る発電費の合計から受渡期間に対応する容量市場からの期待収入の額を控除することが適当とされております。容量市場からの期待収入は2024年度から発生することが見込まれており、必要に応じて、その見込みを踏まえ対応してまいります。</p>
3	<p>「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」第4条の方式に従い、電気事業報酬の額を算定する。ただし、事業報酬率(注)については、合理的に説明できる場合に限り、ベースロード電源を保有する自己又はグループ内の発電部門固有の事業報酬率を用いることを妨げない。</p> <p>(注)事業報酬について、自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金に含まれると考えられる事業報酬を上回らない範囲で設定することに留意する。</p> <p>該当事業者は、合理的な説明内容を、その事業者HPに開示すべきです。 また、提出期日なども設け、該当事業者の公平性を保つべきです。</p>	<p>事業報酬含む供出上限価格の算定については、統一的な考え方に基づいて、合理的に算定する観点から、現行の「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」に準じて算出することとしております。実際の供出価格の妥当性については、取引時及び受け渡し後の電力・ガス取引監視等委員会による監視の中で、継続的に確認していくこととなります。</p>
4	<p>前日スポット市場・時間前市場・先渡市場・先物市場の活性化を先に実施した上で、どうしても必要であれば、各種政策実現手段としてベースロード市場や容量市場の導入を図るべきである。</p> <p>電力システム改革に伴って導入された各種市場制度は、卸電力市場における流動性確保、卸電力の価格シグナルの発出、ボラティリティ抑制、数年後の供給力確保などを実現する手段である。これらの実現は、諸外国の事例から、前日スポット市場と時間前市場における取引量増加、先渡・先物市場の充実によって、まずは十分踏えると考える。これは、諸外国の電力市場制度を概観した場合、はじめに制度化されてきた市場制度は前日スポット市場と時間前市場であり、同時に、相対契約や先物市場による長期の価格固定化およびボラティリティを抑制するための先物市場、クリアリング決済などの手法が導入されてきたことを根拠にしている。</p> <p>例えば、新規参入者と既存事業者とのイコールフットリングを図る手段として、フランスのARENH制度など、既存事業者電源の新規事業者への提供を義務付ける制度などもあるものの、これら制度を導入している市場は少数である。また、供給力確保手段としても集中型容量市場以外の仕組みもある。</p> <p>従い、まず整えるべきなのは前日スポット市場と時間前市場およびボラティリティを防止するための先渡市場・先物市場の活性化であり、その上で、それら市場を使った新規事業者と既存事業者のイコールフットリングが確保されない場合や、供給力確保が厳しくなる可能性が予見される場合、はじめてベースロード市場や容量市場などの政策的措置が必要となると考える。</p>	<p>電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめにおいて、新規参入者のベースロード電源へのアクセスが限定的である中、ベースロード市場を導入することで、旧一般電気事業者と新規参入者のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットリングを図るとともに、卸電力市場の活性化を通じた更なる小売競争の活性化を図ることが適当であるとの結論に達したものと承知しております。</p>

5	<p>BL市場の未約定分を先渡し市場等へ提供することを制度的に求めるとのオブザーバー意見について賛成する。 電カシステム改革の理念の一つである、電力の安定供給をより安価に行うためには、市場制度の充実が必要不可欠である。しかし、今冬の需給ひっ迫および前日スポット市場価格高騰の事象においても指摘されている通り、卸電力市場において先物・先渡市場は十分機能しているとは言い難い。 本第四次中間とりまとめでも述べられている通り、BL市場の買入札量は売入札量の3割程度であることから、今回提案されている1月の取引の追加や預託金の負担軽減など、BL市場をより活用するという前提に立つなら、新電力等がBL市場を活用しやすい仕組みとすることは重要である。しかし、そもそもBL市場は、商品数(4~3月の24時間のみ)は1商品(3エリア)だけであり、取引回数も限られているため、市場の性質として決して使いやすいとは言えない。 さらに、前日スポット市場がFIT電源等の影響により年単位でみて下落基調にある局面では、BL市場を活用しようとする機運は、それほど高くない可能性がある。それに対し、先渡市場には、週間商品、月間商品、年間商品、昼間、24時間など幅広い商品が用意され、かつザラ場取引のため、出ている札に対して応じるか否かが検討される。現在、先渡市場への供出量が少ないため、先渡市場のオークション化なども議論されていると承知しているが、BL市場に出る分の電源が先渡市場に出るようになれば、その量の多さから、ザラ場取引の長所が生かされ、まるで株式市場のような取引となることが期待される。旧一般電気事業者・旧卸電気事業者にとっても、先渡市場で約定した分をBL市場への供出量から減らすことができれば、通常の相対契約に対する対応と同じとなることから、損をする話とはならない。従い、BL市場の約定量を増やすことによるイコールフットイングも論点としてはあり得るが、そもそも先渡市場などを活用し、幅広くイコールフットイングを図ることがより重要であると考え。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>1月下旬に開催予定の追加オークションについて、旧一般電気事業者等の電源供出は義務とすることで制度的に実効性を担保すべき。 翌期の相対契約の交渉が本格化するのは年末?2月頃であり、オークション実施を実際の相対取引の時期に近づけるべきという観点から追加開催が決められたと理解しているが、そもそもベースロード市場への電源供出を任意参加とすると追加オークションの実効性が担保されない。また昨冬のような需給ひっ迫があった場合などは売り札が出てこないことも想定される。よって追加開催についても任意参加ではなく、強制参加とするべき。</p>	<p>追加オークションの任意制での開催については、本中間取りまとめに記載のとおり、事業者へのヒアリング結果より現状の約定量以上の市場供出が見込まれておりますが、今後の市場取引状況を踏まえつつ、本来、この市場は小売電気事業者が供給力確保義務を果たす際の調達手段の多様化に資する制度であることにも鑑み、制度趣旨への理解をさらに深め、また今後ますます活用されるよう、制度をとりまく環境の変化も踏まえながら、必要に応じた検討を行っていく考えです。</p>
7	<p>ヘッジ市場活性化の観点から、制度的にベースロード市場未約定分を先渡市場へ供出することを求める。 先渡市場は小売電気事業者にとってより実需に近い市場であり、先渡市場活性化により、タイムリーな電源調達が可能となる。イコールフットイングの観点からベースロード市場が設けられたが、そうであれば未約定分を別市場であるが先渡市場へ供出することは本来の目的に沿った対応と考えられる。P4でもヘッジ市場活性化の重要性が挙げられているものの、現状のベースロード市場は負荷率100%で量が限定的かつ燃調なしという制約によりヘッジ手段として活用しにくい。ベースロード市場での未約定分の先渡市場への供出等により実質的なヘッジ市場の活性化を進めるべき。</p>	<p>ベースロード市場は、新電力が低コストで安定的に稼働できる電源から電気を調達する機会を増やすことで、旧一般電気事業者と新電力のイコールフットイングを図ることを可能とする制度であり、その施策として旧一般電気事業者等に、発電した電気の一部を当該市場に供出することを非対象規制として求めてきたものです。そのような経緯を踏まえつつ、いただいた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
<p>2. 容量市場について</p>		
8	<p>ガス、電力自由化により事業者が増えてきていますがこれって値上げの自由化ということなんでしょうか？ というのも、プロパンガスの価格上昇がほんとうに自由化というものに酷く疑問を持っております。 そして賃貸では選択余地がないうえ、それにあぐらをかいた価格設定で苦しんでいます。 数年で立方520から550から610になりました。 実家はやはりプロパンガスですが農協さんなので常識的価格なので、驚きました。悪徳プロパンガス会社は淘汰されてほしいくらいです。 さて急に電力事業者が増えましたが、電力でもこのようなことがないように願っております。 現在電気は大手のスタンダードプランなので多少値上げはあれど非常識ではないのでありがたいです。東電さんをもっとほめてあげてください。 大手電力と新規電力、 プロパンガスと都市ガスの価格差に上限を設けていただきたく思います。</p>	<p>御意見は、本中間取りまとめ以外に関するものですが承っております。</p>

9	<p>容量市場の見直しがされていますが、なぜ、一度しかオークションをしていないにも関わらず見直しを行う必要があったのでしょうか。</p> <p>見直しがされた理由は、第1回オークションが上限近くで約定して、批判を浴びたということだったと思います。電力の自由化で、市場に任せることにしたはずと思いましたが、市場が出した結果が思っていた結果と違うということで、ルールを見直すというのは問題ではないでしょうか。複数回オークションを行った後でなら見直すことも理解できますが、1回のオークションでルールを見直すことは、結局、電力を市場に任すという考えではないということではないでしょうか。自由化にして中途半端に市場に任せた結果が、冬の需給ひっ迫を招いたのではないとも思え、信念をもってよい制度を作る意志がないのであれば、自由化前に戻したほうがいいのではないのでしょうか。また、第1回オークションの批判の内容は新電力いじめだったと思いますが、新電力はそもそもスポット市場からの調達で主で、固定費を負担していないため、容量市場のお金を負担することは当然だと思います。新電力は、容量市場の負担をするのが当然にもかかわらず、きちんと説明できないのであれば、市場に任すことはやめたほうがいいのではないのでしょうか。</p>	<p>初回のオークション結果をもとに、電力・ガス取引監視等委員会による監視結果について検証を深め、関係者から寄せられた様々な要望・意見も踏まえながら、容量市場の必要性や仕組みについてもあらためて確認を行いました。それらを踏まえて、次回のオークションに向けた見直しについて丁寧な議論を行ってまいりました。今後も、実態を踏まえた検証を行いながら、必要に応じた検討を行っていきたいと考えております。</p>
10	<p>今回の見直し内容にあたり、冬の需給ひっ迫はどのように考慮されたのでしょうか。需給ひっ迫が起こったにも関わらず、新電力の負担軽減だけが考慮されているように思えます。今回の見直しによって、安定供給が阻害されることがないことを約束してくれるのでしょうか。</p>	<p>昨年度の冬の需給ひっ迫を踏まえては、制度的に必要な容量をしっかりと確保し、今のリクワイアメントを維持しつつ、今後、具体的なケースの発生を踏まえて、実務的な観点の検討を更に深めていくこととしております。</p>
11	<p>発電所を持たずにスポット市場から主に電力を買っている新電力は、固定費の負担なしでいわゆるフリーライドで商売をしているにもかかわらず、容量市場が入ることによって、新電力がダメージを受けて、自由化が進まないという議論がなされるのはおかしいのではないのでしょうか。新電力から電気を買わない消費者は馬鹿ということでしょうか。安定供給を重視して大手電力から電気を買っている人は、新電力が本来負担すべき固定費も上乗せで負担しているのではないのでしょうか。なぜ、大手電力から電気を買っている消費者の利益が無視されているのでしょうか。きちんと消費者をみて、公平な議論をしてください。</p> <p>次に、消費者の代表として消費者団体の人が委員として参加されていますが、とても消費者の代表とは言えないと思います。とにかく再エネをしている新電力を擁護するのみです。再エネよりも安い電気料金や、安定供給を望んでいる消費者を代表しているとは思えません。消費者団体の人を消費者の代表、消費者の声として扱うのはやめてください。最後になりますが、容量市場の議論は内容が難しいと思います。学者やマスコミなどいろいろな人が批判していると思いますが、きちんと説明、反論してください。国の会議でも、委員が誤った発言を平気でしていますが、そのつど、適切に訂正してください。それが役人の仕事ではないのでしょうか。説明もできない仕事をしているのであれば、自由化はやめればいいと思います。</p>	<p>初回のオークション結果をもとに、電力・ガス取引監視等委員会による監視結果について検証を深め、関係者から寄せられた様々な要望・意見も踏まえながら、容量市場の必要性や仕組みについてもあらためて確認を行いました。それらを踏まえて、次回のオークションに向けた見直しについて丁寧な議論を行ってまいりました。今後も、実態を踏まえた検証を行いながら、必要に応じた検討を行っていきたいと考えております。</p>
12	<p>見直し案に関して特に異論は無いが、制度設計および運営について意見したい。</p> <p>まず、今回の容量市場制度の見直しは、昨年度実施の2024年度オークションにおいて、約定価格が上限価格となったことを受けた見直しであると認識している。世間一般において、また、他の委員会においても、容量市場価格が高値を付けたことに対して「消費者への負担が大きい」や「電力会社への補助金だ」など、約定価格や容量市場そのものへの批判があるなか、制度の見直しは致し方ないとも思う。</p> <p>一方で、結果によって制度の根幹に手を加えることは、容量市場への信頼を損なうものであり、本来、容量市場が担う、固定費回収の予見性の確保という役割を損なうことにつながる。また、市場のルールがプレイヤーや観客の意見で変わるようなことが続けば、透明性が損なわれる。プレイヤーは、市場のルールを自身に有利になるように政策サイドへ働きかけるようになるからである。</p> <p>価格決定を市場に委ねるからには、どんな価格で約定してもこれを受け入れるべきであり、価格を引き下げのためにルールを変えていくこと、すなわち、目標価格ありきでルール作りをすべきではない。</p> <p>したがって、制度設計の大幅な変更は今限りとしてほしい。また、容量市場に対する間違った認識や負のイメージを払拭するよう、国民に対して説明を尽くしてほしい。このままでは、「大手電力が政策サイドと結託して高額な容量市場収入を手に入れ、そのせいで国民負担が大幅に増える」といった間違った認識が広がり、電力業界の信用を落とすことにつながりかねない。</p>	<p>初回のオークション結果をもとに、電力・ガス取引監視等委員会による監視結果について検証を深め、関係者から寄せられた様々な要望・意見も踏まえながら、容量市場の必要性や仕組みについてもあらためて確認を行いました。それらを踏まえて、次回のオークションに向けた見直しについて丁寧な議論を行ってまいりました。今後も、実態を踏まえた検証を行いながら、必要に応じた検討を行っていきたいと考えております。</p>

13	<p>発電側課金は発電事業者が電源を維持管理する際に生じる費用にあたることは事実であるが、容量市場を通じて回収することを認めた場合、電源間で不公平が生じる虞がある。従って、容量市場を通じて回収可能な維持管理コストに含めない整理とすることが適切と考える。</p> <p>容量市場では、非FITの再エネ電源が参入できるようになっているが、調整係数によって価値(期待容量)を低く見積もられている。たとえば、北海道の太陽光で3.9%程度の調整係数(2024年度向け 容量市場メインオークション用調整係数)が設定されており、現実の電源の設備利用率を大きく下回っていることから、仮に太陽光の非FIT電源が容量市場に参加したとしてもkW課金のほとんどが回収できないこととなる。</p> <p>従って、電源間で不公平が生じる可能性が高いことから、容量市場を通じて回収可能な維持管理コストに含めるべきではないと考える。</p>	<p>調整係数を用いた期待容量をもとにkW当たりの維持管理コストを算定するため、基本的にはご指摘のような課題にはあたらないと考えます。</p>
14	<p>(「S+3E」のバランスとエネルギー安定供給の重要性)</p> <p>エネルギーは国民生活や雇用、経済社会を支える国家の存立基盤であり、エネルギー政策を巡る検討にあたっては、引き続き安全確保に万全を期しつつ、その基本原則である「3つのE」のバランスを踏まえた総合的な議論を進めるべき。</p> <p>とりわけ、20年度冬期の電力需給ひっ迫、電力自由化や再エネの大量導入の下での火力など既存電源の事業予見性の低下、近年の大規模災害の頻発や地政学的状況の変化等を踏まえれば、資源に恵まれない我が国として、いかなる状況においてもエネルギーの安定供給こそが最重要課題であり、今後の脱炭素社会やデジタル社会の生命線であることを認識したうえで議論すべき。</p> <p>また、エネルギー起源CO2が温室効果ガスの太宗を占める我が国では、気候変動対策は「S+3E」を基本とするエネルギー政策と表裏一体であり、2050年カーボンニュートラルなど、政府が打ち出された野心的な脱炭素目標の実現に向けた政策検討にあたっては、「S+3E」を基本とするエネルギー政策と整合を図りながら検討を進めるべき。</p> <p>(エネルギー政策を巡る課題の検証や最終的な責任の所在)</p> <p>電力システム改革や再エネの大量導入、原子力依存度の低減など東日本大震災以降、今日まで推し進められてきた数々の施策が、エネルギーの安定供給や国民負担等に及ぼしてきた影響や課題等について、現実的・客観的な視点から検証すべきであり、その上で必要な措置を早急に講じるべき。</p> <p>このうち、電力自由化や送配電部門の法的分離等の電力システム改革以降、旧一般電気事業者のような一義的に供給力を担保する主体が存在しなくなった中で、我が国全体の電力の安定供給を確保するため、発電事業者や小売電気事業者、一般送配電事業者など、各事業者が、電力自由化の下でどのような責任や役割を果たすべきなのか、最終的な責任の所在を含め明らかにすべき。</p> <p>(現場の実情に応じた検討など今後の進め方における留意点)</p> <p>エネルギー政策や気候変動対策は国民全体の課題であり、その見直しに際しては、雇用や国民生活、産業の国際競争力など我が国社会にどのような影響やリスクが生じるのか具体的に示しつつ、広く国民の理解と協力が得られるよう、労働界や産業界等を含め丁寧な議論を通じて合意形成を図るべき。</p> <p>今般の容量市場の見直し等の過程では、現場従事者の意見を聴取する機会等が設けられなかったことは問題である。エネルギー政策や気候変動対策の動向如何は、エネルギー安定供給を支える現場第一線の雇用や労働環境に多大な影響を及ぼし得るものであり、その見直しに際しては、携わる者の意見に耳を傾けるなど現場の実情等を踏まえた検討を進めることが不可欠である。</p>	<p>初回のオークション結果をもとに、電力・ガス取引監視等委員会による監視結果について検証を深め、関係者から寄せられた様々な要望・意見も踏まえながら、容量市場の必要性や仕組みについてもあらためて確認を行いました。それらを踏まえて、次回のオークションに向けた見直しについて丁寧な議論を行ってまいりました。</p> <p>今後も、実態を踏まえた検証を行いながら、必要に応じた検討を行っていきたいと考えております。</p>
15	<p>今後、容量市場の価格低下や足元のスポット価格の低迷等により十分な収入が得られないと見込まれる場合、発電事業者が、収益に寄与しない既設電源を退出させることも想定されるが、電力自由化の下での経済合理性に基づくこうした自律的な経営判断が、供給力に支障が生じかねないといった理由から、行政によって阻害されることはあってはならない。</p> <p>仮に、こうした民間事業者による合理的な経営判断により電源の退出が進み、容量市場の本来目的である供給力の確保等に支障が生じるような虞がある場合は、電源の退出を行った事業者に責任を押しつけるのではなく、電力広域的運営推進機関による電源入札制度など、国の責任において供給力確保策を講じるべきである。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

16	<p>容量市場は、中長期的に供給力や調整力等が不足する懸念を解消するため、発電事業者の投資回収の予見性を高めるための仕組みであり、そのためのコストは、お客さまに対する供給力確保義務を負う全ての小売電気事業者によって公平に負担されなければならない。</p> <p>今般の容量市場の見直しによって、小売電気事業者に対する新たな激変緩和措置が講じられることとなったが、今後のオークション結果により約定価格が低位で推移し、激変緩和措置による更なる減額によって電源の投資回収の予見性が確保できないような事態が懸念される場合は、減額措置のとりやめも含め柔軟に対応すべき。</p>	<p>本中間とりまとめP36に記載の通り、約定価格の水準が大きく下がることも考えられ、そのような場合の対応については、次回のオークションの結果を踏まえて、その次のオークションのための見直しとして検討を行っていくこととしております。</p>
17	<p>(安定供給を前提とした検討の必要性)</p> <p>20年度冬期の電力需給ひっ迫においては、燃料種を問わず、あらゆる火力発電所の稼働により大規模停電は回避されたが、とりわけ石炭火力は、稼働できる発電所をフル稼働し、LNG燃料の制約により稼働がままならなかった天然ガス火力の代替も果たしながら供給力の中心を担うこととなった。</p> <p>非効率石炭火力のフェードアウトに向けては、今般の電力需給ひっ迫の教訓や昨今の地政学リスク等を踏まえた「3E」の適切な燃料ポートフォリオを構築しながら、中長期的な電力の安定供給を確保することを前提とし、その中で石炭火力が果たすべき役割を勘案しながら検討を進めるべき。</p> <p>具体的には、IGCC、IGFC、アンモニアや水素の混焼、CCUS等の技術開発・導入に向けた石炭火力の適切な新陳代謝を通じた低・脱炭素化と、これを支える労働者の雇用安定や「公正な移行」、現場力の維持発展を重視しながら進めるべき。</p> <p>今後、非効率石炭火力のフェードアウトに向けた諸施策を講じるに際しては、石炭火力事業に従事する者の意見など現場の実情等を十分踏まえた上で、地域毎に異なる安定供給上の課題、各事業者の雇用・財務面への影響や休廃止に伴う立地地域の雇用・経済への影響等を考慮し、期限を区切った一律的な休廃止や稼働制限でなく時間的尤度ももちながら柔軟に対応するとともに、様々な影響を緩和し得る支援策を国の責任において講じるべき。特に、非効率石炭火力に頼らざるを得ず休廃止によって廃業や雇用の喪失に直結しかねない共同火力等に対しては、特段の政策的対応が必要である。</p> <p>なお今後、国が定める新たな温室効果ガスの削減目標を達成するために何らかの政策変更が生じ、高効率石炭火力を含めた電源の休廃止が余儀なくされるような場合は、国の責任において確実な補償措置が講じられなければならない。</p> <p>(誘導的措置と容量市場の政策的整合性)</p> <p>本来、容量市場は、電力自由化の下で中長期的な供給力や調整力等が不足する懸念に対処するため、発電事業者の投資予見性を向上させるための仕組みであり、新たな誘導的措置によって、電源の脱炭素化に向けた非効率石炭火力のフェードアウトを進めていこうとすることは、容量市場の政策目的とは合致しないのではないかと考える。</p>	<p>本中間とりまとめP35に記載の通り、第26回電力・ガス基本政策小委員会(2020年7月13日)において、2030年に向けた非効率な石炭火力のフェードアウトに向けた検討の方向性・論点等が示され、非効率石炭火力の休廃止を促しつつ安定供給を確保する仕組みは、容量メカニズムと類似性を有することから、本作業部会で議論すると整理されたことを受け、本作業部会において、必要な措置を検討することとしました。その後、2050年カーボンニュートラル社会の実現との整合性確保という新たな課題に対応しつつも、容量市場の本来の制度目的である安定供給を損うことがないよう制度設計を進める必要性を提起し、対象電源の考え方及び基準、誘導措置におけるインセンティブ設計など、具体的な検討が行われ、今回の中間とりまとめに至っております。</p>
18	<p>再エネFIT制度導入以降、同制度に下支えされた再エネの大量導入と電力自由化の同時進行によって卸電力取引価格が下落し、FIT電源以外の電源の投資回収の見通しが立たず事業の予見可能性が著しく低下しており、このままの状況で推移すれば、今後の脱炭素社会や電化社会の生命線でもある中長期的な電力の安定供給に支障が生じることが懸念される。</p> <p>こうしたなか、中長期的な供給力や再エネ大量導入下での調整力や慣性力・同期化力を確保するため、小売電気事業者による公平な費用負担の下で、発電事業者の投資回収の予見性を高めることを目的に導入された容量市場については、その制度創設の趣旨を堅持した上でその安定運用に取り組むべき。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
19	<p>p.29(発動指令電源(DR)の拡充について)の5行目「3%から全体として4%に拡充することとした。、メインオークションでの」の点は不要。</p>	<p>読点を削除いたします。</p>

20	<p>p.37 (情報公開の方法) 「最終需要家を含めて非常に大きな関心もたれている中で、制度の理解を一層深めていく観点から、事業者名、電源 ID (広札単位の附番)、落札容量という内容についてオークション結果として広く公表する」とあるが、最終需要家を含め、関心があるのは、どの事業者のどのような電源種別に一体いくらのお金が支払われているかである。実際、英国の容量市場では電源種別も含めて開示されている。よって、電源種別を含めて開示するべきである。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
21	<p>p.41「カーボンニュートラルとの整合性確保(非効率石炭フェードアウト)」において、UCS以下の石炭火力について、きわめて複雑な形でフェードアウトインセンティブを設定しているが、市場から退場してもらいたい電源に容量確保契約金額を支払うということ自体が大きな矛盾だ。運転する計画のあるものは容量市場に0円で入札させることにして、一方、UCS以下の電源については容量確保契約金額を支払わない形で整理するべきだ。</p>	<p>本中間とりまとめP40に記載の通り、容量市場は、中長期的な供給力不足への対処や、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保を目的として、発電事業者の投資回収の予見性を高める制度として創設されたものであり、誘導措置の検討に当たっては、必要な供給力(kW)の確保を大前提としつつ、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、非効率な石炭火力の発電量(kWh)を抑制する仕組みとすることが重要と考えられます。こうした点も踏まえ、稼働抑制に対するインセンティブ付与の仕組みとして、誘導措置の対象電源については一律に減額するのではなく、設備利用率が低い電源については減額幅を緩和するなど、設備利用率の高低によって差をつけていくこととしております。</p>
22	<p>市場独占の廃止により、電気料金は下がってきているのでいいのですが、規制緩和と思いきや、こんなふうに細かく行政が口を出したり、災害時の電力供給がままならなくなったり(数年前の北海道のごとく)、安全保障上重要なインフラの一つである発電事業を自由化したのは、結局誰のためにやったのでしょうか？ 「規制緩和」の結果、何をもたらしたのか、改めて総合的に検証する必要があるのではないのでしょうか？</p>	<p>電力システム改革貫徹のための政策小委員会においては、特定の措置の是非を個別に議論するだけではなく、その内容や規模、時期といった側面から、全体として整合が取れているかという観点も踏まえつつ、各施策の在り方を検討し、総合的な判断としてとりまとめが行われました。その中で、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、導入することとされております。</p>
23	<p>容量市場では、石炭とバイオマス混焼の発電設備のみ、非FIT相当分の参加が認められていません。そのため、発電事業者としては、FIT適用継続によるFIT収入とFIT離脱による容量市場収入の経済合理性等から選択する必要があります。 FIT収入のみでは、石炭部分を含めた必要な固定費の全額を賄うことは難しく、容量市場からの収入も得ることができない中、未回収の固定費は売電収入により賄わざるを得ないこととなります。 こうした状況の中、非FIT相当の石炭部分の電力需給に関する相対契約を締結している小売電気事業者から容量確保契約金相当の還元を求められることが容易に想定される事であり、事業経営上、是認し難いことから、以下のいずれかの措置についてご検討願います。 (1)石炭／バイオマス混焼発電設備における非FIT相当分のみでの容量市場への参加を認める。 (2)相対契約を締結して非FIT相当分を受電している小売電気事業者の当該受電kW相当の容量抛出金負担を控除し、相対契約の両者間での精算対応を不要とする。</p>	<p>調達価格等算定委員会において石炭混焼を行っているバイオマス発電設備についてのコスト構造や今後のFIT制度における取扱いについて検証が行われ、調達価格等算定委員会意見として取りまとめられた内容を踏まえ、第二次中間とりまとめにおいて、容量市場におけるバイオマス混焼設備の取扱いについて整理がなされました。 具体的には、バイオマスと石炭の混焼設備で実需給期間内にFIT認定を受けている場合は、容量市場に参加するか、もしくはFIT制度の適用を受けるかについて、事業者が選択することが可能であることが整理されています。 ご意見につきましては、今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
24	<p>p.41「カーボンニュートラルとの整合性確保(非効率石炭フェードアウト)」において、「脱炭素化を進める観点からは、インセンティブを高めて非効率な石炭火力の稼働を強く抑制することが求められて」おり、脱炭素社会実現のために世界をリードする覚悟があるのであれば、石炭火力電源に容量確保契約金額を支払うということは一切行うべきではない。</p>	<p>本中間とりまとめP40に記載の通り、容量市場は、中長期的な供給力不足への対処や、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保を目的として、発電事業者の投資回収の予見性を高める制度として創設されたものであり、誘導措置の検討に当たっては、必要な供給力(kW)の確保を大前提としつつ、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、非効率な石炭火力の発電量(kWh)を抑制する仕組みとすることが重要と考えられます。こうした点も踏まえ、稼働抑制に対するインセンティブ付与の仕組みとして、誘導措置の対象電源については一律に減額するのではなく、設備利用率が低い電源については減額幅を緩和するなど、設備利用率の高低によって差をつけていくこととしております。</p>
25	<p>・p58にて、設計効率の定義としては、「設計効率(建設時の計画値)=タービン効率×ボイラー効率×プラント損失」で算出される数値とする。」とあるが、「設計効率(建設時の計画値)=タービン効率×ボイラー効率×(1-プラント損失)」の方が正しいのではないか。 ・p58～60にて、「プラント損失」および「プラント損失率」という言葉が使われているが、同じ内容であれば、統一したほうが良いのではないか。</p>	<p>「設計効率(建設時の計画値)=タービン効率×ボイラー効率×(1-プラント損失率)」に修正いたします。</p>

26	<p>中間とりまとめ案35ページ、「経過年数に応じた減額に大きく振るべき、電源の新陳代謝という制度趣旨を踏まえて上限の10%」との委員からの指摘のとおり、入札価格に応じた減額が大きくなればなるほど電源新設に対するディスインセンティブが大きくなり、電源の新陳代謝が進まなくなる懸念がある。電源投資意欲を減退させないよう、電源投資への長期予見可能性を担保する新たな制度の検討を早急に進めていただきたい。</p> <p>1年契約で4年後の供給力を確保する容量市場では電源投資への長期予見可能性が担保されていない上に、投資回収が済んでいない新設電源は確実な落札のため0円入札を行うことが見込まれるが、そのような電源は入札価格に応じた減額の対象となる可能性が極めて高く電源の新陳代謝が進まなくなる懸念がある。</p>	<p>本中間とりまとめP34に記載の通り、現行の経過措置・逆数入札に替わる新たな措置として、「電源等の経過年数に応じて減額する方法」と、「入札価格等の入札内容に応じて減額する方法」があり、両方の減額方法を併せて適用することとしております。</p>
27	<p>ノンファーム電源の取り扱いについて、2022年4月以降のノンファーム全国展開と整合的な制度となるよう早急に議論を進めていただきたい。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが承っております。</p>
28	<p>□今回の激変緩和の見直しによって、小売事業者の負担軽減が実現される可能性はあるものの、その副作用として、2024年度のオークションでは約定価格に基づくkW収益を得ていた、東日本大震災以降に立地した電源や今後立地する新設電源(以下、新規電源)のkW収益が、入札内容に応じた減額によって減少する可能性があることで、容量市場創設の目的の1つである電源の新陳代謝に悪影響が出る恐れがある。</p> <p>□かかる観点からは、容量市場の本来の制度趣旨や制度の予見性を歪めることがないように、新規電源については、入札内容に応じた減額の対象外とし、約定価格に基づいたkW収益を得ることができるようにするべきである。</p>	<p>本中間とりまとめP34に記載の通り、現行の経過措置・逆数入札に替わる新たな措置として、「電源等の経過年数に応じて減額する方法」と、「入札価格等の入札内容に応じて減額する方法」があり、両方の減額方法を併せて適用することとしております。</p>
29	<p>情報公開の時期を明記すべきである。また、公開時期は約定処理後、速やかに公開することが望ましいと考える。</p> <p>容量市場のオークション結果について、情報公開を行うことについて賛成する。その上で、公開時期について明記すべきである。注記11に、オブザーバー意見として、4年前の情報公開は発電所立地地点の雇用問題を含む地域経済への影響があるため、発電所の存続について、地域、従業員に丁寧に説明していく必要がある旨が示されているが、今回の電源IDと落札容量の公開では、個別電源が容易に特定されるとは言い難い。また、個別に特定されるほどの大型電源の場合、容量市場の入札可否判断のためにも事前の地元調整が行われことが想像される。</p> <p>従い、今回の情報公開が地域経済に影響を与えることは場合によってはあるかもしれないが、容量市場の約定結果は、全電力需要家に対して透明性を確保すると共に、支払義務を負う小売電気事業者の約定価格に対する納得を得るためにも、約定処理終了後、速やかに公開することが望ましい。</p>	<p>情報公開につきましては、オークションの約定結果を踏まえ、適切に行ってまいります。</p>
30	<p>発電効率42%以上という表記に対し、HHV・送電端と明記しておくべきである。</p> <p>発電効率を議論する際、LHVとHHVでおおよそ2%、発電端と送電端でおおよそ2~3%の差異が生まれる。本来、発電所としての機能は送電端で測られるものであり、かつ、火力発電所などの熱をできるだけ多く動力に変換することを目的とする機械装置は燃料中の水蒸気の熱も回収することを目指すことから、HHV基準で議論されるべきである。なお、伝統的に、国内の火力発電所はHHV基準で熱効率が議論されてきたのは知られている。</p> <p>また、発電所としての機能は、集塵装置など環境適合のための各種付属設備まで含めて一つのシステムであり、単に発電機から出力される発電端のみを議論しているとは言いえない。とりわけIGCCについて、発電端の効率はUSCに比べ4~5%高いが、ガス化に必要な動力等も含めると送電端ではUSCと同程度となるプラントなどもある。従い、42%以上という数値については、HHVかつ送電端と明記しておく必要がある。</p>	<p>送電端を使うことで所内利用の電力も含めたシステム全体の評価となることはご指摘のとおりですが、実際に基準となるデータの取得に当たっては、発電効率の実績値を使用する必要があります。火力発電所の発電効率実績を使う場合、再エネの導入拡大による設備利用率の低下に伴い、発電効率も低下する傾向にあるなど、発電効率は稼働状況・運転の仕方等の諸条件によって大きく変動します。こうした中で、毎年変動する発電効率実績に応じて対象範囲を定めることは、制度的な安定性ひいては事業者の予見可能性を損なう恐れがあるため、同様に機器性能の評価が可能である設計効率(発電端)を対象電源の基準として使うこととしております。</p> <p>なお、あまりに高い基準の設定は過度な退出による安定供給上のリスクを抱えることから、高効率石炭火力は残しつつ、非効率石炭火力をフェードアウトさせていくことが必要であり、こうした観点からHHV・発電端でのデータを基に42%という基準を設定しております。</p>

31	<p>「供給力不足が見込まれる場合のセーフティネットの必要性の観点から、(中略)容量市場の必要性もあらためて確認をされたところである」とあるが、いずれの委員会においてその旨の確認が行われたのか明示されておらず、かつ、予備率の議論と容量市場によって確保される供給力の議論とは別物であり、議論が正確でないことから、削除すべきである。</p>	<p>容量市場の必要性については、本作業部会及び電力・ガス基本政策小委員会において、議論が行われており、第32回電力・ガス基本政策小委員会では、必要な供給力・調整力を確実に確保できる仕組みの構築が重要となることと議論され、容量市場の必要性があらためて確認されました。</p> <p>予備率とEUE算定の考え方は異なるものの、必要な供給力が確保されているか評価する上での手法の違いであり、容量市場の議論とは必ずしも別物ではございません。必要な供給力を確保するためにより良い制度とするため、今後の結果を踏まえながら、引き続き検討してまいります。</p>
32	<p>容量市場の目的は必要な供給力を確保していくことであるが、そのための制度設計が複雑であり、また、不断の見直しが必要など、目的を達成する手段として行政コストがかかりすぎる制度ではないかと思われる。より行政コストの低い方法で、必要な供給力を確保できる手段を別途、検討してはどうか。</p> <p>P25にこれまでの経緯や第1回オークションの結果に対する電力・ガス取引監視等委員会の監視が行われた旨、その他様々な意見交換等が行われた旨などが記されている。また、広域機関や電力・ガス基本政策小委員会も含め、容量市場の検討に数年にわたり膨大な人員と労力が投入されてきたことも承知している。P44にある通り、容量市場を維持するためには、諸外国同様、不断の見直しが必要となる点も、その通りであると考えられる。</p> <p>しかし、今後も膨大な行政コストをかけて容量市場の制度を維持し、また新たな改良を加える制度として適切なものか疑問が残る。供給力確保という重要な課題に対し、何らかの手段が必要であることに対して異論はないが、もし、より行政コストが低く、かつ簡便で効率的な供給力確保手段があるのであれば、そのような手段を導入することも一つである。</p> <p>そこで、より簡便で供給力を確保できるような方法を検討する勉強会や研究会を立ち上げ、議論を始めてはどうかと考える。その際、現行の集中型容量市場について、これまでかかった行政コストを数値化し、代替案において見込まれる行政コストと比較することなども望ましい。</p>	<p>電力システム改革貫徹のための政策小委員会のとりまとめにおいて、容量市場は、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保するために、導入することとされております。その後、3年以上にわたって本作業部会、電力広域的運営推進機関の容量市場の在り方等に関する検討会において、海外の事例等も踏まえながら、詳細設計の議論が行われ、容量市場の必要性についても、あらためて確認をしております。必要な供給力を確保する手段として、より良い制度とするため、今後の結果を踏まえながら、引き続き検討してまいります。</p>
33	<ul style="list-style-type: none"> ・20%の減額対象となる非効率石炭火力の対象範囲を定める基準として、省エネ法に基づく規制措置における判断基準となる発電効率を基準とすることは妥当である。 ・しかし、発電効率の判断基準を入札時点で定まっている設計効率とした場合、注釈13に記載の通り、省エネ法では適切に評価されている自家発電等の熱利用等の努力が全く評価されないことになる。 ・自家発電については、オークションの分割によって、容量市場への参加の可能性を高めることが期待されているところ、アクセルとブレーキを同時に踏むような見直しは適切とは言えない。 ・かかる観点からは、20%の減額対象となる発電効率の基準の設定にあたっては、自家発電等の熱利用の努力を適切に考慮したものとするべきである。 	<p>省エネ法においては、機器全体の高効率化を進めることで、化石燃料の使用合理化等を図ることを目的としており、その下で熱利用に対する発電効率の算定措置も講じているものです。一方、容量市場においては、電力の安定供給のため必要な供給力を確保するを目的としており、その中でカーボンニュートラルとの整合性という観点から、非効率石炭火力由来の発電量を削減していく取組を促進する措置として誘導措置を新設したものです。したがって、熱利用の有無に関わらず、当該電力を生み出すプロセスにおける効率を評価することとしております。</p> <p>なお、毎年変動する発電効率実績に応じて対象範囲を定めることは、制度的な安定性ひいては事業者の予見可能性を損なう恐れがあるため、プラント本来の実力であり、設備改造等をしない限り入札以降も数値が変わることはない設計効率を対象電源の基準としております。毎年変動する熱利用実績を考慮する場合も、同様の懸念があると考えられます。</p>

34	<p>容量市場制度において、バイオマス混焼設備(石炭バイオ混焼)のみ非FIT電力部分の容量市場参入が認められていないため、石炭バイオ混焼の発電事業者はFIT適用の継続によるFIT収入を得るか、FIT制度の適用を受けずに容量市場収入を得るか、経済合理性からの選択が必要となる。</p> <p>バイオマス混焼比率が例えば30%となる事業者は、バイオマス混焼による増分費用を手当てするためFIT適用の継続を選択することになるが、30%バイオマス混焼に対するFIT収入のみでは石炭部分を含めた必要な固定費の全額を賅っておらず※、容量市場から容量確保金を得ることもできないため、未回収の固定費は売電収入により賅わざるを得ないこととなる。</p> <p>※ 2019年3月19日に資源エネルギー庁が公表している「容量市場におけるバイオマス混焼設備の扱いについて」においても、「ある程度の費用回収を行うことが可能である」とされており、全額の回収が可能とはされていない。</p> <p>一方、容量市場の導入により全ての小売電気事業者は自らの需要に対応した容量拠出金の負担が新たに生じるため、「容量市場に関する既存契約見直し指針(案)」では、契約電源から調達する電気に対しては、発電事業者の基本料金のうち容量確保金相当の還元を求めるとなっている。</p> <p>しかし、上述の通り、石炭バイオ混焼を行う発電事業者は容量確保金を得ておらず、このような受給契約の取り扱い指針でも明確になっていないため、協議が膠着する事態に陥っている。</p> <p>したがって、小売電気事業者としては、自らの需要に対応する供給力を電源(非FIT)から調達し、エリア供給力の確保に貢献しているにも関わらず、一方的に容量拠出金負担のみが増加するのであれば、受電kWに対する固定費を二重に負担することとなるため、以下のいずれかの措置が必要と考える。</p> <p>A. 石炭バイオ混焼における非FIT電力の容量市場への参加を認め、容量確保金を得ることを可能とし、それを原資に他電源と同様に既存契約を見直すことを可能にする。</p> <p>B. 今後の容量市場においては、石炭バイオ混焼における非FIT電力を予め供給力として容量市場の調達量から控除するとされていることから、その電力を受電し、その対価を支払う小売電気事業者は、その対価の還元として受電kW相当の拠出金負担を控除する。</p> <p>C. 容量市場に参加できないFIT事業者(石炭バイオ混焼)の非FIT電力の取り扱いを容量市場に関する既存契約の指針(案)等で明確にするとともに、それにより発電(FIT)事業者または受電する小売事業者の何れかに追加負担が発生する場合は、追加負担が実質的に回避されるような制度措置を講ずる。</p>	<p>調達価格等算定委員会において石炭混焼を行っているバイオマス発電設備についてのコスト構造や今後のFIT制度における取扱いについて検証が行われ、調達価格等算定委員会意見として取りまとめられた内容を踏まえ、第二次中間とりまとめにおいて、容量市場におけるバイオマス混焼設備の取扱いについて整理がなされました。</p> <p>具体的には、バイオマスと石炭の混焼設備で実需給期間内にFIT認定を受けている場合は、容量市場に参加を行うか、もしくはFIT制度の適用を受けるかについて、事業者が選択することが可能であることが整理されています。</p> <p>ご意見につきましては、今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
35	<p>1. 容量市場制度での石炭混焼バイオマス電源についての現状整理 【発電事業者】 容量市場制度において、バイオマス混焼石炭炭設備(石炭混焼バイオ)は非FIT電力部分の容量市場参入が認められておらず、石炭混焼バイオの発電事業者はFIT適用の継続によるFIT収入を得るか、FIT制度の適用を受けずに容量市場収入を得るか、経済合理性からの選択が必要となる。</p> <p>【小売電気事業者】 容量市場の導入により全ての小売電気事業者は自らの需要に対応した容量拠出金の負担が新たに生じる。そのため、「容量市場に関する既存契約見直し指針(案)」では、契約電源から調達する電気に対しては、発電事業者/小売電気事業者で2重収入/2重負担となる事を解消すべく発電事業者の基本料金のうち容量確保金相当の還元を求めるとなっている。</p> <p>2. 発電事業者としての問題点と対処案 バイオ混焼発電事業者はFITを選択した場合、非FITに関しても容量市場へ参入できない制度となっております。斯様な制約の下、非FITに係る相対契約先の小売電気事業者から「容量市場に関する既存契約見直し指針(案)」を請求根拠として容量確保金相当の還元を求められ協議を行っておりますが、容量市場から収入を得ていない以上は還元されるべき原資も無く、小売電気事業者からの要求は是認できない状況です。他方で小売電気事業者が同一kW価値に対して2重負担となる事は、容量市場の制度下に於いて想定されているものではないと考えますので、以下措置を求めます。</p> <p>A. 非FIT電力の容量市場への参加を認め容量確保金の受取を可能にする。</p> <p>B. 非FIT電力を受電している小売電気事業者の受電kW相当の拠出金負担の控除を行うことで、両者間での追加精算対応を不要にする。</p>	<p>調達価格等算定委員会において石炭混焼を行っているバイオマス発電設備についてのコスト構造や今後のFIT制度における取扱いについて検証が行われ、調達価格等算定委員会意見として取りまとめられた内容を踏まえ、第二次中間とりまとめにおいて、容量市場におけるバイオマス混焼設備の取扱いについて整理がなされました。</p> <p>具体的には、バイオマスと石炭の混焼設備で実需給期間内にFIT認定を受けている場合は、容量市場に参加を行うか、もしくはFIT制度の適用を受けるかについて、事業者が選択することが可能であることが整理されています。</p> <p>ご意見につきましては、今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

36	<p>・P44に記載の通り、再エネの大量導入に伴うミッシングマネー問題への対応策として容量メカニズムの重要性は今後益々高まると考えます。</p> <p>・他方、容量市場については、別の審議会(構築小委)で、それ単独では長期的な予見可能性の付与は困難とした上で、入札対象を新規投資に限定して中長期的な収入の予見可能性を付与する新たな制度措置が議論されています。</p> <p>・さらに、別の審議会(電力・ガス基本政策小委)では、足元で電源の休廃止が進んでいることを踏まえ、送配電事業者等が安定供給に必要な比較的短期の供給力を確実に確保できる仕組みの構築の必要性が指摘されています。</p> <p>・こうした状況変化を踏まえると、現行の4年前の容量市場の枠組みが、最も適切な容量メカニズムの手法かどうかについて検証するタイミングではないかと史料します。</p> <p>・現行の容量市場を所与の前提として、継ぎ接ぎだけの市場にならないよう、中長期的には、容量メカニズムの再構築(統合的な設計)に踏み込んだ検討も視野に入れるべきと考えます。</p>	<p>第35回電力・ガス基本政策小委員会(2021年5月25日)において、電力の安定供給に係る構造的対策の基本的な考え方として、電源の退出防止、容量市場の導入、電源の新規投資の促進、といった方向性をとりまとめており、今後、その方向性を踏まえて、検討を進めてまいります。</p>
37	<p>安定供給に必要な供給力を国として適切に確保するため、容量市場を含めた供給力確保策を検討し直すべき。</p> <p>容量市場により投資回収の予見性が確保できるとされているが、実際は上限価格での約定となっても電源退出が抑制されず今年度の夏季・冬季の供給力が厳しい状況となっている。安定供給のための供給力確保は重要であるが、当該供給力確保策は現行の容量市場という仕組みに限られているものではない。また、国の政策が石炭フェードアウトや再エネ主力電源化に転換する中、石炭火力発電所の温存に繋がりが得る現行の仕組みでは目標達成が難しいと考えられることから、現行の容量市場にこだわらず容量メカニズムを再検討し、将来の国としての目指す姿を達成できるような供給力確保策を国として打ち出すべきでないか。</p>	<p>第35回電力・ガス基本政策小委員会(2021年5月25日)において、電力の安定供給に係る構造的対策の基本的な考え方として、電源の退出防止、容量市場の導入、電源の新規投資の促進、といった方向性をとりまとめており、今後、その方向性を踏まえて、検討を進めてまいります。</p>
38	<p>容量市場を継続する場合は、石炭バイオマス混焼発電所について、FIT制度を利用していない石炭分について応札対象とするかどうか、再度詳細な検討を行うべき。</p> <p>石炭バイオマス混焼発電所の石炭部分を容量市場の対象外となった理由は、バイオマスのFIT収入により石炭部分の固定費回収が可能であり、容量収入との2重取りは認められないと整理されたためだと理解している。合わせて、当該バイオマスのFIT収入により石炭部分の固定費回収が可能であるという点については、2018年12月の調達価格等算定委員会において、混焼の場合にはFIT制度が想定しているバイオマス専焼発電所に比べて低コストで事業実施が可能であるとして、FIT収入により石炭部分の固定費回収が可能であると整理ものであると理解している。この点、当時の調達価格等算定委員会におけるコスト検証は、限定的な事例に関して検証したのみであり、発電所の規模や混焼率によってコストは大きく異なることについてはなら考慮がなされていない。石炭バイオマス混焼発電所も重要な供給力であることを考慮し、事業者へのヒアリング等も含めた適切なコスト検証を再度行い、容量市場の応札対象とすべきかどうか検討されたい。</p>	<p>調達価格等算定委員会において石炭混焼を行っているバイオマス発電設備についてのコスト構造や今後のFIT制度における取扱いについて検証が行われ、調達価格等算定委員会意見として取りまとめられた内容を踏まえ、第二次中間とりまとめにおいて、容量市場におけるバイオマス混焼設備の取扱いについて整理がなされました。</p> <p>具体的には、バイオマスと石炭の混焼設備で実需給期間内にFIT認定を受けている場合は、容量市場に参加を行うか、もしくはFIT制度の適用を受けるかについて、事業者が選択することが可能であることが整理されています。</p> <p>ご意見につきましては、今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
39	<p>現行の経過措置・逆数入札に替わる措置および基本的にすべての電源に応札を求めることについて、妥当な約定結果を得るために電力・ガス取引監視等委員会のより一層の監視徹底を求める。</p> <p>2024年度の経過措置について見直しがされ、小売側負担を一定程度軽減することや電源の新陳代謝を促す目的から、新たな入札価格に応じた減額制度が設けられたとのことだが、これにより減額されることを見越した入札額の設定がなされる懸念が残る。また計画停止または休廃止の予定の有無にかかわらず、基本的にすべての電源について応札を求める点についても、約定価格が下がる可能性がある一方で、コストの高い古い電源が入ることにより約定価格の高止まりが懸念される。以上の点について、電力・ガス取引等監視委員会による監視(妥当な入札価格の設定、市場参加電源など)を徹底していただきたい。</p>	<p>本中間とりまとめP31に記載の通り、容量市場における入札ガイドラインに沿った費用等の算定がなされることを担保する仕組みとして、初回オークションで行った電力・ガス取引監視等委員会による事後監視に加えて、維持管理コストを超える価格設定を抑制するため、一定の価格以上の入札については、同委員会による事前監視を行うこととしております。</p>